

福岡県公報

平成二十九年五月二十三日
第三千八百九十四号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月二十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治活動に関する規程(昭和三十年一月二十五日福岡県選挙管理委員会規程第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第五項」を「第六項」に改める。

第三十六条中「第九項」を「第十項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。